



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 947 公文書開示の実施状況の公表 (総務学事課)
- 948 個人情報保護条例の運用状況の公表 (")
- 949 随意契約の相手方の決定 (情報システム課)
- 950 " (")
- 951 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 952 生活保護法による医療機関の指定(")
- 953 " (")
- 954 生活保護法による介護機関の指定(")
- 955 生活保護法による指定介護機関の再開 (")
- 956 生活保護法による指定介護機関の変更 (")
- 957 大規模小売店舗立地法による打田町から聴取した意見の概要 (商工振興課)

958 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 監査公表

- 監査公表第31号
- 監査公表第32号
- 監査公表第33号

○ 正誤

平成17年5月13日付け和歌山県報第1656号和歌山県告示第803号中

告 示

和歌山県告示第947号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条の規定に基づき、平成16年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	処 理 状 況						
	開 示			非開示	不存在	存否応答拒否	取下げ
	全部	部分	計				
4,696	3,395	1,078	4,473	48	166	1	8

2 公文書の開示申出の件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況						
	開 示			非開示	不存在	存否応答拒否	取下げ
	全部	部分	計				
127	93	16	109	13	4	0	1

3 開示・非開示決定に対する異議申立ての件数及びその処理状況

異議申立て

異議申立ての件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
4	0	0	1	0	0	3

和歌山県告示第948号

和歌山県個人情報保護条例(平成14年和歌山県条例第66号)第60条の規定に基づき、平成16年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。
平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 個人情報取扱事務の件数
1,572件
- 2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

開示の件数	処 理 状 況						
	全部	部分	非開示	不存在	応答拒否	取下げ	
223	209	202	7	0	14	0	0

(2) 訂正・利用停止

訂正請求の件数	処 理 状 況				利用停止 請求の件数	処 理 状 況			
	訂 正		非訂正	利 用 停 止		利 用 停 止		非利用停止	
	全部	部分				全部	部分		
2	0	0	0	2	0	0	0	0	0

3 簡易開示の件数 746件

4 不服申立て(異議申立て)の件数及びその処理状況

不服申立て (異議申立て)の件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審査中
2	0	0	0	0	0	2

和歌山県告示第949号

和歌山県きのくにe-ねっと機器等一式の賃貸借契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県きのくにe-ねっと機器等一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
エヌ・ティ・ティ・リース株式会社
大阪市中央区平野町2-3-7
- 随意契約に係る契約金額
46,481,400円(うち消費税及び地方消費税の額2,213,400円)
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22

年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第950号

和歌山県きのくにe-ねっと管理運用支援委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県きのくにe-ねっと管理運用支援委託業務一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部IT推進局情報システム課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社
和歌山市一番丁5番地
- 随意契約に係る契約金額
35,635,320円(うち消費税及び地方消費税の額1,696,920円)
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第951号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田病 1-25	社会保険紀南総合病院	田辺市湊510	平成 17.4.30

和歌山県告示第952号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医 9-17	社会保険紀南病院	田辺市新庄町46番地70	平成 17.5.1

田医 137-17	田辺市龍神湯ノ又診療所	田辺市龍神村湯ノ又544	平成 17.5.2
田医 138-17	田辺市龍神中央診療所	田辺市龍神村西340番地	平成 17.5.2
田医 139-17	田辺市大塔三川診療所	田辺市合川678-3	平成 17.5.2
田医 140-17	田辺市大塔富里診療所	田辺市下川下930	平成 17.5.2
田医 141-17	田辺市本宮さくら診療所	田辺市本宮町本宮921番地の2	平成 17.5.2
田医 142-17	田辺市本宮四村川診療所	田辺市本宮町渡瀬1114番地の7	平成 17.5.2
御薬 19-17	日本調剤御坊薬局	御坊市湯川町財部722-5	平成 17.5.2

和歌山県告示第953号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	申 請 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
那訪 18-17	株式会社なだいコーポレーション	那賀郡打田町打田131番地の37	訪問看護ステーションなだい	那賀郡打田町打田131番地の37	平成 17.4.1
日訪 6-17	社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市湊1619番地の8	田辺市社会福祉協議会龍神訪問看護事業所	日高郡龍神村柳瀬1134	平成 17.4.1

和歌山県告示第954号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、

次のとおり告示する。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

申 請 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 指 定 年 月 日
有限会社岡正	海南市重根831	オスカーケアセンター	海南市重根831	訪問介護 ・福祉用具貸与 ・居宅介護支援 平成 17.5.1
社会福祉法人清英会	日高郡みなべ町埴田1450-1	ホームヘルプサービス虹	日高郡みなべ町埴田1450-1	訪問介護 平成 17.4.1
社会福祉法人清英会	日高郡みなべ町埴田1450-1	デイサービスセンター虹	日高郡みなべ町埴田1450-1	通所介護 平成 17.4.1
有限会社ライフケアしあわせ	御坊市藪269	有限会社ライフケアしあわせ	御坊市藪269	居宅介護支援 平成 17.5.2

医療法人さくら会	海南市名高140-1	ケアサポートさくら	海南市大野中451-3	居宅介護支援	平成17.3.1
医療法人さくら会	海南市名高140-1	医療法人さくら会さくらクリニック	海南市名高140-1	居宅療養管理指導	平成14.8.1

和歌山県告示第955号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から再開の届出があったので、同法第55

条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	再開年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	アイリスケアセンター紀南	新宮市佐野952-1ふるべりマンション1F	居宅介護支援	平成17.4.1

和歌山県告示第956号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、同法

第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

変更事項(届出者の名称)		主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	新					
社会福祉法人串本町社会福祉協議会 会長 岩田孝	社会福祉法人串本町社会福祉協議会 会長 柳川正男	東牟婁郡串本町串本2367	串本町社会福祉協議会	東牟婁郡串本町串本2367	訪問介護・通所介護	平成17.4.14
社会福祉法人串本町社会福祉協議会 会長 岩田孝	社会福祉法人串本町社会福祉協議会 会長 柳川正男	東牟婁郡串本町串本2367	串本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	東牟婁郡串本町串本2367	居宅介護支援	平成17.4.14

和歌山県告示第957号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により打田町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オー・ストリート打田店

和歌山県那賀郡打田町下井阪597番地

2 意見の概要

(1) 駐車場縮小により、来店車両による満車時における路上駐車がおきかないよう配慮されたい。

(2) 洗車場設置による農業用水路の水質汚濁に配慮されたい。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)

打田町農林経済課(和歌山県那賀郡打田町西大井338)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年6月10日から平成17年7月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第958号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年6月10日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 所名 氏	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2828	那賀郡打田町大字花野字戎本39番5の一部、39番8	那賀郡打田町大字花野46番地の4 松尾秀樹	平成17.6.1	4.00 6.00	4.00 7.30

監 査 公 表

和歌山県監査公表第31号

平成16年11月1日付け監査報告第14号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年6月10日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 新 島 雄
 和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関名 総務部

2 監査実施年月日 平成16年8月25日

3 監査の結果

県税収入の確保については、組織的な取組により、やや改善が見られるが、依然、収入未済額が多額となっている。引き続き収入の確保に努められるとともに、個人県民税についても市町村との連携を深め収入の確保に努められたい。(税務課)

4 監査結果に基づき講じた措置

県税徴収対策本部の設置

税負担の公平を図るとともに県税収入を確保するため、平成15年度に引き続き和歌山県県税徴収対策本部を設置し、徴収目標及び行動目標の設定と進行管理の徹底等の徴収対策を実施している。

休日・夜間納税窓口の開設

納税者の利便性の向上を図るため、納税や納税相談に応じる窓口を振興局一斉に開設した。

- ・休日窓口 8月1日、12月19日、平成17年5月28日・29日の9時から17時まで
- ・夜間窓口 毎月第4木曜日の20時まで

徴収体制の強化

- ・県税の徴収が著しく困難な事案に取り組む「特別徴収対策チーム」を本庁税務課に設置した。
- ・滞納処分に関する助言や指導を行う「県税徴収専門指導員」を本庁税務課に配置した。
- ・納税事務の補助を行う「県税納税推進員」を振興局税務課(部)配置した。

個人県民税徴収対策

- ・市町村における個人県民税の債権管理及び滞納整理の状況を把握し、徴収事務処理の適正化に資するため、市町村課と共同で「個人県民税の徴収事務に関する調査」を実施する。
- ・市町村と県が共同で納税催告文書を発付する「共同催告」を県内一斉に実施する。
- ・県及び市町村の徴収担当職員が、滞納整理に関する専

門知識を修得し、実践できるようにするための「滞納処分専門研修」を充実する。

- ・振興局において市町村との積極的な協議及び意見交換を行い、地域の実情に応じた徴収対策を実施する。

1 監査対象機関名 福祉保健部

2 監査実施年月日 平成16年8月27日

3 監査の結果

ア 生活保護費返還金の未収金については、不正受給の未然防止を図るとともに、各振興局と連携し未納者に対し返還指導の強化等適切な債権管理策を講じ、収入の確保に努められたい。(福祉保健総務課)

イ 児童福祉施設負担金の未収金については、新規の未収金の発生防止を図るとともに、未納者の実態把握に努め、納入指導の強化等適切な債権管理策を講じ、収入の確保に努められたい。(子育て推進課、障害福祉課)

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、新規の未償還金の発生防止を図るとともに、母子福祉指導員等と連携し未納者に対し返還指導の強化等適切な債権管理策を講じ、収入の確保に努められたい。(子育て推進課)

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、新規の未収金の発生防止を図るとともに、市町村と連携し未納者に対し返還指導の強化等適切な債権管理策を講じ、収入の確保に努められたい。(子育て推進課)

4 監査結果に基づき講じた措置

ア 生活保護費返還金の未収金については、各振興局と連携し、被保護者に収入申告義務を周知徹底して、その発生自体を未然に防止するよう努めている。

また、家庭訪問等、或いは一括返還が困難な場合には分割納付による計画的返還の指導等、実情に応じた返還指導を行い、収入の確保に努めている。

イ 児童福祉施設負担金の未収金について、未納者に対しては、文書等による催促を行うとともに、必要に応じ家庭訪問を行い、償還指導を行っている。今後とも、引き続き未償還金の回収と発生防止に努めていく。

児童福祉施設負担金の未収金について、滞納者に対しては、継続した戸別訪問等により滞納額の減少に努めるとともに、対象者の個々の生活状況を勘案しながら、徹底した納入指導と債権管理に努めている。

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金について、未償還者に対しては、文書等による催促を行うとともに、必要に応じ家庭訪問を行い、償還指導を行っている。今後とも引き続き未償還金の回収と発生防止に努めていく。

エ 児童扶養手当返還金の未収金について、未納者に対し

ては、文書等による催促を行うとともに、必要に応じ家庭訪問を行い、回収に取り組んでいる。今後とも引き続き市町村と連携し、未収金の回収と発生防止に努めている。

1 監査対象機関名 商工労働部

2 監査実施年月日 平成16年8月27日

3 監査の結果

中小企業振興資金貸付金の未償還金については、滞納先の経営状況を十分把握し、引き続き督促や償還指導を強化するとともに、長期にわたる多額の滞納先に対しては、連帯保証人への徴求や法的措置を含めた債権管理策を講じ、収入の確保に努められたい。(商工労働総務課)

4 監査結果に基づき講じた措置

破綻組合に対する法的処理は、平成16年度で終了したので、連帯保証人に対する調査・徴求を更にすすめ、また、償還額の少ない組合に対しましては経営診断を実施するなど経営状態の把握に努め収入の確保に努めている。

1 監査対象機関名 農林水産部

2 監査実施年月日 平成16年8月26日

3 監査の結果

ア 農業改良資金貸付金の未償還金については、新規の未償還金の発生防止を図るとともに、滞納先の経営状況を把握し償還指導の強化等適切な債権管理策を講じ、収入の確保に努められたい。(経営支援課)

イ 翌年度繰越額については、事業の計画的な執行により減少傾向にあるが、今後とも工事の進捗状況を把握し、工程管理の徹底等積極的な対応策を講じ、より一層の縮減に向け努力されたい。(経営支援課、農地整備課)

ウ 沿岸漁業改善資金貸付金の未償還金については、新規の未償還金の発生防止を図るとともに、滞納先の経営状況を把握し償還指導の強化等適切な債権管理策を講じ、収入の確保に努められたい。(水産振興課)

4 監査結果に基づき講じた措置

ア 貸付金の保全及び回収の委託先である和歌山県信用農業協同組合連合会に対する指導を強化するとともに、関係農業協同組合、地域農業改良普及センターとも連携して、借受者の経営状況を適確に把握し、新規の未償還金の発生防止と債権回収に努めている。

イ ①翌年度繰越額の縮減を図るため、事業実施市町村に対して、早期発注の指導や進捗状況のヒアリング並びに現地調査を実施し、工事工程の確認及び指導を行っている。

②繰越額縮減に向けて、早期契約を目指し、各月(5月～8月)の施工計画書をチェックし、発注計画の遅れ

のある振興局に対し、施工計画書の見直し等を指示している。

また、工事の遅れがないように、11月、12月に5振興局農地課において、工事施工箇所の現地調査を実施し、進捗状況を把握した上で、工程表より遅れが生じている現場については、工程の見直し等の改善を指示し、繰越額縮減に努めている。

ウ 関係漁業協同組合と連携して、滞納先の経営状況を適確に把握し償還指導を行うなど、新規の未償還金の発生防止と債権回収に努めている。

1 監査対象機関名 県土整備部

2 監査実施年月日 平成16年8月26日

3 監査の結果

ア 事業の執行については、年度当初の発注計画に基づき工程管理を行い、工事の上半期契約率の改善を図り、工事が年度末に集中することのないよう一層の早期発注と工期の厳守に努められたい。(事業進行課、道路建設課、道路保全課)

イ 翌年度繰越額については、事業の計画的な執行等により減少傾向にあるが、今後とも工事の進捗状況を把握し、工程管理の徹底等積極的な対応策を講じ、より一層の縮減に向け努力されたい。(県土整備総務課、事業進行課、道路建設課、砂防課)

ウ 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、未納者の実態把握に努め、適切な債権管理策を講じ収入の確保に努めるとともに、不納欠損処分すべきものについては適切に処理されたい。(技術調査課)

エ 廃道敷地については、払下げや現道復帰等有効利用計画のあるものについては早期に処分し、処分できないものについては、地元市町村と調整し有効活用を図るなど適正管理に努められたい。(道路保全課)

オ 河川敷地の不法占用については、占用者に対し適切な指導や処分を行うとともに、河川管理上支障のない部分については、払下げや占用許可するなど不法占用の解消に努められたい。(河川課)

カ 廃川敷地については、隣接土地所有者への払下げ等処理計画のあるものについては速やかに処理し、その他のものについても引き続き早期処理及び適正管理に努められたい。(河川課)

キ 土木使用料(公営住宅)の未収金については、新規の未収金の発生防止を図るとともに、各振興局及び住宅供給公社と連携し納入指導の強化等適切な債権管理策を講じ、収入の確保に努められたい。(住宅環境課)

4 監査結果に基づき講じた措置

ア 事業の執行については、工事事務管理システム等により毎月の発注状況の把握に努め、進行管理会議において組織的に工程管理や具体的な箇所別課題への取組を行うなど、工事の早期発注及び工期の厳守に努めている。

イ 繰越額の縮減を図るため、進行管理会議の実施など組織的な取組を行い、工程管理の徹底を図ってきた。16年度からは、より早い段階から発注計画の把握を行い、適宜計画の見直しも実施し、繰越額のうち一層の縮減に努めている。

ウ 工事請負契約不履行に伴う違約金の未収金については、臨戸徴収と債務者の実態把握に努めているが、登記が廃止済みの法人等については、不納欠損処分を予定している。

エ 廃道敷地は、山間地に多いことや形状等の理由により払下げの希望が少ないことなどにより処分が困難なものが多くあるが、現道復帰や市町村道への移管、隣接地所有者への払下げを進めるなど、早期処分に努めている。

オ 河川敷地の不法占用のうち治水上等の影響がないものについては、占用許可を与えた。その他の案件についても、撤去指導を進めるとともに払下げの検討を行っている。また、新たな不法占用を防止するため「河川パトロール実施要領」を策定し、河川監視体制のさらなる強化を図っている。

カ 廃川敷地については、公図混乱や境界問題等の理由により解決に時間を要しているが、隣接地所有者への払下げを進めるなど、早期解決に努めている。

キ 公営住宅の未収金については、住宅供給公社及び各振興局と連携し縮減に努めているが、なお一層の適正な債権管理に努めるとともに、新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導や催促を行う等、徴収実績の向上を図っている。

- 1 監査対象機関名 教育委員会
- 2 監査実施年月日 平成16年8月25日
- 3 監査の結果

地域改善対策進学奨学金等の未償還金については、新規の未償還金の発生防止を図るとともに、市町村と連携し償還指導の強化等適切な債権管理策を講じ、収入の確保に努められたい。(生涯学習課)

4 監査結果に基づき講じた措置

新規未償還金の発生を防止するため、貸与を終了した人等新たな返還を行わなければならない者に対して返還を指導する文書を送付するとともに、償還金の多い者及び償還回数が多い未償還者に対しては訪問償還指導等の強化を計画的に図り、未償還金の回収に努めている。

- 1 監査対象機関名 医科大学
- 2 監査実施年月日 平成16年8月26日
- 3 監査の結果

病院使用料等の未収金については、新規の未収金の発生防止を図るとともに、未納者の実態把握に努め、納入指導の強化等適切な債権管理策を講じ、収入の確保に努められたい。

4 監査結果に基づき講じた措置

未収金対策としては、未収金の発生防止を図るため、入院時に誓約書の提出を求める一方、医療福祉相談員を中心に院内の連携を図り、患者の経済状況を把握し、公費の適用等の検討や高額療養費貸付制度等の利用を勧めるなど発生防止対策を講じている。

また、平成16年度より徴収専任の職員を1名配置し、滞納者に対し文書や電話で督促するとともに、高額で一括払いできない場合には、分納の相談に応じたりするなどして未収金の回収に努めている。

和歌山県監査公表第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年5月26日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年6月10日

- 和歌山県監査委員 垣 平 高 男
- 和歌山県監査委員 築 野 富 美
- 和歌山県監査委員 新 島 雄
- 和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県立粉河高等学校	平成17年5月26日
和歌山県立貴志川高等学校	"
和歌山県立橋本高等学校	"
和歌山県立紀北工業高等学校	"
和歌山県立紀北農芸高等学校	"
和歌山県立紀の川高等学校	"
教育委員会給与課伊都分室	"
和歌山県妙寺警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年5月30日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年6月10日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県立高等看護学院	平成17年5月30日
和歌山県農業大学校	"
和歌山県立那賀高等学校	"
和歌山県立伊都高等学校	"
和歌山県立笠田高等学校	"
和歌山県立きのかわ養護学校	"
教育委員会給与課那賀分室	"
和歌山県岩出警察署	"
和歌山県橋本警察署	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認め
た。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、
その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成17年5月13日付け和歌山県報第1656号和歌山県告示第

803号中

ページ	誤	正
10	3072500469	3072400579